

府子本第497号
元文科初第745号
子発0913第4号
令和元年9月13日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について（通知）

このたび、第198回通常国会において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)が令和元年5月10日に成立し、同月17日に公布されました。また、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第17号。以下「改正令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第6号。以下「改正府令」という。)並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号。以下「改正基準」という。)が同月31日に公布されました。これまで改正内容については、都道府県説明会や「幼児教育・保育の無償化に関するFAQ」の公表等によりお示ししてきたところです。

これらの施行に際し留意すべき主な事項等は下記のとおりですので、各位におかれては、

十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するなど、その運用に遺漏のないようお願いいたします。このほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」という。）、改正令第1条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「新令」という。）及び改正府令による改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「新規則」という。）並びに改正基準による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「新基準」という。）の運用全般については、FAQを随時更新するので、ご参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、条文やFAQ等の関係資料は、内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

記

第一 共通事項

今般の幼児教育・保育の無償化は、本年10月1日に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図るものである。

これらを利用する小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども（通常は3年間を対象。認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部については、法令上の入園年齢要件及びこれまでの段階的無償化の対象を踏まえ、満3歳に達し、その後最初の3月31日までの間にある保育の必要性のない者が教育標準時間の教育・保育を受ける場合を含む。）については所得制限なしに、それ以外の満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子どもについては、保護者等が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、保育の必要性のある者を対象とする。

利用する施設等の種類に応じ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業については、現行の子どものための教育・保育給付の拡充により利用者負担上限額を零とするとともに、特定子ども・子育て支援施設等については、子育てのための施設等利用給付を創設し、その利用に要する費用の一定額までの施設等利用費を保護者に支給する。

また、日用品、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は、保護者の自己負担を基本としつつ、年収約360万円未満相当世帯や多子世帯の第3子以降の子ども等に対する配慮として、認可施設における副食費の負担の免除（公定価格による加算）又は助成（補足給付事業）の措置を講ずる。

第二 子どものための教育・保育給付関係

1 食材料費の取扱い（新基準第13条第4項第3号関係）

(1) 副食費の保護者負担

満3歳以上教育・保育給付認定子ども（新令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）の副食費は、(2)により「副食費徴収免除加算」の対象となる副食の提供に係る費用を除き、特定教育・保育施設等において、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用としたこと。具体的な金額の設定の考え方等については、「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」（令和元年6月27日付け府子本第219号・子保発0627第1号内閣府子ども・子育て本部参事官・厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）によること。

(2) 副食費の徴収免除及び通知

満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち年収360万円未満相当世帯の子ども及び年収360万円以上相当世帯の第3子以降に係る副食費については、特定教育・保育施設等において教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができない費用としたこと（新基準第13条第4項第3号イ及びロ）。これらに該当する子どもに係る副食費相当額の費用については、別途、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）を改正し、公定価格において「副食費徴収免除加算」を講ずる予定であること。

また、居住地市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、これらに該当する子どもに係る副食費の免除に関し、特定教育・保育施設等（特定保育所を含む。）及び教育・保育給付認定保護者に対して通知すべきこととしたこと（新規第7条、附則第3条）。

なお、教育・保育給付認定保護者及びその同一世帯員が新令第15条の3第2項に規定する市町村民税世帯非課税者に準ずる者に該当する場合の副食費についても、「副食費徴収免除加算」の対象とする予定であり、特定教育・保育施設等における徴収免除及び市町村による通知は、上記と同じ取扱いとすること。

これらの取扱いは、公立施設も同様であること。

2 子どものための教育・保育給付の利用者負担額の切替月（改正令第8条関係）

利用者負担額の算定の切替えは、本年度に限り、市町村が必要と認める場合、本来の9月に代えて10月に行うことができること。その場合、収入の著しい減少を事由とする利用者負担額の随時減額（新規第57条）の活用などにより利用者負担額の切替月の変更に伴う影響の緩和に適切に配慮すること。

3 利用者負担額の減免及び副食費の免除における多子の算定基準（新令第13条第2項第3号等関係）

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の減免において、負担額算定基準子どもに企業主導型保育事業の利用者を追加したこと（新令第13条第2項第3号）。満3歳以上教育・保育認定子どもに係る副食費の免除についても同じ取扱いとなること（新基準第

13条第4項第3号ロ)。

また、満3歳以上教育・保育認定子どもに係る副食費の免除に係る多子の算定基準において、特別利用教育の場合は幼稚園と同じ基準(小学校第3学年修了前)とし、特別利用保育の場合は保育所と同じ基準(小学校就学前)としたこと(新基準第35条第3項又は第36条第3項による第13条第4項第3号ロの読替え)。

第三 子育てのための施設等利用給付関係

1 施設等利用費

(1) 施設等利用費の対象(新法第30条の11第1項等関係)

施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用について、施設等利用費を一定額まで支給するが、当該費用のうち、特定費用(日用品、行事参加費、食材料費、通園送迎費等の費用をいう。以下同じ。)は、施設等利用費の対象外であること(新法第30条の11第1項、新規則第28条の16)。

特定子ども・子育て支援提供者においては、施設等利用給付認定保護者から費用の支払を受ける場合、特定費用の支払のみを受ける場合を除き、施設等利用費の対象となる利用料の額と対象外となる特定費用の額とを区分して記載した領収証を施設等利用給付認定保護者に交付すべきこと(新基準第56条第1項)。

特定教育・保育施設ではない幼稚園における食事の提供に要する費用については、授業料(保育料)として一体的に徴収している場合には消費税が非課税とされてきたところであるが、当該徴収方法を行っている場合、この取扱いは特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園も同様となること。なお、新基準に基づき交付する領収証においては、施設等利用費の対象となる利用料に該当する保育料の内数と対象外となる特定費用に該当する保育料の内数とを区分して記載する必要があることに留意すること。

(2) 施設等利用費の支給(新法第30条の11等関係)

施設等利用費の支給については、施設等利用給付認定保護者への償還払いのほか、特定子ども・子育て支援提供者による法定代理受領が認められ(新法第30条の11第1項、第3項及び第4項)、その具体的な方法について、公正かつ適正な支給、施設等利用給付認定保護者の利便の増進等を勘案し、各市町村で定めること(新規則第28条の15)。

償還払いの頻度については、年4回以上支給することが望ましく、初年度については、遅くとも年度内に1回目の支給を行うこと。2か月以上にわたる施設等利用費をまとめて支払う場合でも、1か月ごとに施設等利用費の支給額の算定と上限管理を行う必要があること(新法第30条の11第2項、新令第15条の6)。

法定代理受領を行う場合、施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減や経理の透明性確保等を図る観点から、特定子ども・子育て支援施設等において利用料を徴収しな

い、又は利用料と法定代理受領に係る見込額との差額のみを徴収する取扱いを基本とすること。その際、特定子ども・子育て支援提供者の収入時期の遅れに伴う影響等も踏まえて法定代理受領の時期・頻度を設定することを含め、特定子ども・子育て支援提供者と十分に協議すること。なお、概算払を行う場合には、必要な規則の整備等に留意すること（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条第6号）。

(3) 施設等利用費の額の算定（新法第30条の11第2項等関係）

施設等利用費の額は、1か月ごとに、施設等利用給付認定子どもの認定区分及び特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じた支給上限月額範囲内で、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用（特定費用以外の利用料）の額を算定すること（新法第30条の11第2項、新令第15条の6、新規則第28条の17）。

月の途中において特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の月額は、開所日数を基礎として新令第15条の6に定める額を日割りによって計算することとし、特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、以下の算式を用いる取扱いとすること（新令第24条の4第2項、新規則59条の2）。これにより生じた10円未満の端数は、切り捨てること。

ア 新令第15条の6第1項又は第2項第1号に定める額の日割り（新法第7条第10項第1号から第3号までに掲げる施設）

(ア) 利用の開始に係る施設（変更後の施設）

$$2.57\text{万円}^{\ast 1} \times \text{認定起算日後最初の利用日以降のその月の開所日数}^{\ast 2} \div \text{その月の開所日数}^{\ast 3}$$

※1 国立の幼稚園にあつては0.87万円、国立の特別支援学校幼稚部にあつては0.04万円（新規則第28条の17）

※2 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、認定起算日以降のその月の平日の日数を開所日数とする。

※3 休業期間外にあつては、その月の平日の日数を開所日数とする。

(イ) 利用の終了に係る施設（変更前の施設）

$$2.57\text{万円}^{\ast 4} \times \text{最後の利用日までのその月の開所日数}^{\ast 5} \div \text{その月の開所日数}^{\ast 6}$$

※4 ※1と同じ。

※5 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、転出日までのその月の平日の日数を開所日数とする。

※6 休業期間外にあつては、その月の平日の日数を開所日数とする。

イ 新令第15条の6第2項第2号に定める額の日割り（新法第7条第10項第5号に掲げる事業）

(ア) 利用の開始に係る事業所（変更後の事業所）

450円 × 認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数

(イ) 利用の終了に係る事業所（変更前の事業所）

450円 × 最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数

ウ 新令第15条の6第2項第3号に定める額の日割り（新法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業）

(ア) 利用の開始に係る施設又は事業所（変更後の施設又は事業所）

(1. 13万円 × 認定起算日以降のその月の日数 ÷ その月の日数) から
イ (ア) の額を控除して得た額

(イ) 利用の終了に係る施設又は事業所（変更前の施設又は事業所）

(1. 13万円 × 転出日までのその月の日数 ÷ その月の日数) から
イ (イ) の額を控除して得た額

2 施設等利用給付認定

(1) 教育・保育給付認定保護者及び企業主導型保育施設の利用者の取扱い（新法第30条の4等関係）

保育認定子どもに係る施設型給付費等（特別利用教育に係る特例施設型給付費を除く。）を受けている教育・保育給付認定保護者については、施設等利用給付認定を当該保育認定子どもについて行うことができず（新法第30条の4）、保育認定子どもに係る施設型給付費等（特別利用教育に係る特例施設型給付費を除く。）の受給は施設等利用給付認定の取消事由となること（新法第30条の9第1項第3号、新令第15条の5第3号）。

また、企業主導型保育施設（新令第1条）については、事業主拠出金により同等の無償化の措置を講ずることから、施設等利用給付認定を企業主導型保育施設の利用者について行うことができず（新法第30条の4、新規則第28条の13）、企業主導型保育施設の利用は施設等利用給付認定の取消事由となること（新法第30条の9第1項第3号、新令第15条の5第4号）。これに伴い、企業主導型保育施設の利用する子どもの保護者に、居住地市町村に利用施設の名称等を報告する手続を課したこと（新規則第28条の14）。

(2) 施設等利用給付認定の有効期間（新法第30条の6等関係）

施設等利用給付認定の有効期間の始期は、施設等利用給付認定が効力を生じた日又は申請をした日以後初めて特定子ども・子育て支援を受けた日のいずれか早い日とし、これを認定起算日とすること（新法第30条の6、新規則第28条の5）。

3 預かり保育事業

(1) 預かり保育事業の定義（新法第7条第10項第5号等関係）

子育てのための施設等利用給付の支給に係る子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業（新法第7条第10項第5号に掲げる事業）は、認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部において、当該施設に在籍する者に対し、教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間の範囲外において教育・保育を提供する事業であり、新規則第1条の2に掲げる要件を満たすものについて、一時預かり事業（幼稚園型I）、私学助成等の公費支援の種類や有無にかかわらず、確認を行うべきこと。

なお、新法における一時預かり事業（新法第7条第10項第6号に掲げる事業）からは、上記の預かり保育事業に該当するものは除かれること。

預かり保育事業については、保育の必要性に鑑みて子育てのための施設等利用給付の対象とするものであり、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもは所得制限なしに、3月31日までの間にある子どもは保護者等が市町村民税世帯非課税者である者に限られること。また、保育の必要性については、預かり保育事業の利用日ごとに確認するものではなく、施設等利用給付認定を受けていれば、(2)の支給上限月額までの利用料が施設等利用費の支給の対象となること。

(2) 預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限月額（新令第15条の6第2項第2号等関係）

預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限月額は1. 13万円（保護者等が市町村民税世帯非課税者である満3歳児であって、満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は、1. 63万円）であるが、預かり保育事業の利用日数が1月につき26日を下回る場合は、450円に当該利用日数を乗じて得た額を支給上限月額として、1(3)により施設等利用費の額を算定すること（新令第15条の6第2項第2号、新規則第28条の18第1項及び第2項）。

(3) 預かり保育事業に代わる認可外保育施設等の利用（新令第15条の6第2項第3号等関係）

施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部において、預かり保育事業により提供される教育・保育の量が一定水準を下回る場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満である場合。預かり保育事業を実施していない場合を含む。新規則第28条の18第3項）には、認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部に在籍する施設等利用給付認定子どもが認可外保育施設等を利用した際に要した費用についても、施設等利用費の対象となること。その場合、認可外保育施設等に係る施設等利用費の支給上限月額は、1. 13万円から預かり保育事業に係る施設等利用費の額を控除して得た額とすること（新令第15条の6第2項第3号）。

なお、確認した特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業により提供される教育・保育の量の状況については、年度計画により新規則第28条の18第3項に規定する水準を満たしているかどうかを判定し、その結果を公示すべきこと（新法第58

条の11、新規則第53条の6第6号)。提供量の状況の変更については、新法第30条の3において準用する新法第14条の規定により特定子ども・子育て支援提供者に報告を求める取扱いとすることが望ましいこと。都道府県が地域の実情に応じて定めるところにより、認可・認定権者が有する指導監督の状況や市町村により確認を受けた預かり保育事業の状況、市町村が把握した預かり保育事業により提供される教育・保育の量の状況等を広域的に共有する環境整備を図ることが望ましいこと。

4 認可外保育施設に係る経過措置（改正法附則第4条関係）

子育てのための施設等利用給付の支給に係る子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設（新法第7条第10項第4号に掲げる施設）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づく届出をした施設で、新規則第1条各号に定める基準を満たすものをいうこと。ただし、経過措置として、施行後5年間に限り、当該基準を満たしていても子ども・子育て支援施設等とみなすこと（改正法附則第4条第1項）。当該期間内は、当該子ども・子育て支援施設等（以下、「みなし子ども・子育て支援施設等」という。）に対し、新規則第1条は適用されないこと（改正法附則第4条第1項の規定により限定して適用される新法第58条の4、第58条の9又は第58条の10）。これは、新規則第1条への適合や認可保育施設への移行を支援することを趣旨とするものであること。

また、当該期間において、市町村は、保育の需給状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、みなし子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給について、条例で定める基準を満たす施設に限り行うものとしてすることができること（改正法附則第4条第2項）。これは施設等利用費の支給に係る経過措置であり、みなし子ども・子育て支援施設等から確認の申請があった場合には、当該条例で定める基準を満たすかどうかにかかわらず、適法に児童福祉法の届出がなされていれば、確認を行う必要があり、確認した特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設が当該条例で定める基準を満たしているかどうかについても公示すべきこと（新法第58条の11、改正府令附則第4条による読替え後の新規則第53条の6第7号）。

なお、条例を定めた市町村に居住する子どもが域外の特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設を利用している場合には、条例を定めた市町村において当該域外の施設が当該条例で定める基準を満たしているか否かを把握した上で、基準を満たしている場合に限り、施設等利用費の支給を行うこと。

5 マイナンバーの利用（改正法附則第13条関係）

施設等利用給付認定を行う際、新法第30条の4第3号に該当するかどうかを判断する際に、所得情報についてマイナンバーを利用することができること（改正法附則第13条）。ただし、市町村間の情報連携については、データ標準レイアウトの整備を待つ必要があり、令和3年度以降の利用が想定されていること。

なお、マイナンバーを利用して同一市町村内で保有する特定個人情報の内部利用（以下

「庁内連携」という。)を行うため、各自治体において庁内連携に係る条例を整備しているところであるが、マイナンバー制度創設時に国が示したモデル条例案通りに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第2を引用する形で同法別表第1の事務を規定している場合には、当該条例の改正をせずとも、庁内連携を行って差し支えないこと。

6 不正受給の防止(新基準第56条等関係)

特定子ども・子育て支援提供者は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと(新基準第56条)。これらの書類は、特定子ども・子育て支援提供者が利用料と特定費用の区分や在籍・利用関係を証明する資料であり、特定子ども・子育て支援提供者と市町村との信頼関係や施設等利用費の支給方法等の違いにかかわらず、公正かつ適正な施設等利用費の支給のため各市町村で共通に活用可能なものであること。

また、新法第30条の11第3項の法定代理受領により市町村から施設等利用費の支払を受けた特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村のほか、当該施設等利用給付認定保護者に対し、領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないこと(新基準第57条)。これは、当該施設等利用給付認定保護者が当該子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握しつつ、支給上限額との差額分について他の子ども・子育て支援施設等を利用し市町村に対して償還払い請求をすれば、市町村は施設等利用給付認定保護者ごとの支給上限額を管理しているため、特定子ども・子育て支援提供者が実際の利用料よりも高い金額について法定代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になること。

第四 その他

1 市町村の条例で定める特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に関する経過措置(改正基準附則第2項関係)

新基準においては、第二の1及び3のほか、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の技術的改正も多数含まれているところ、これらの内容については、施行後1年間に限り、新法第34条第2項又は第46条第2項の市町村の条例改正がなされるまでの間、新基準を条例で定める基準とみなすこと。この経過措置を利用する市町村においては、当該期間内に、新基準に従い、又は参酌した改正条例を制定し、施行させる必要があること。

2 質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げ防止の基本的考え方

今般の無償化を契機に、特定教育・保育施設ではない幼稚園や認可外保育施設において、質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げが行われることにより、公費負担により事業者が利益を得ることにつながるものがないよう取り組む必要があること。

なお、同じ質・量の教育・保育を提供した場合に保護者に支払を求める金額について、施設等利用給付認定子どもに限り高額な利用料を設定することは、質の向上を伴わない理由のない利用料の引上げの典型例であり、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮するという基本理念に反すると考えられること（新法第2条第2項）。

このため、国としては以下の対応を行ったところであるが、各自治体においても、保護者や事業者に対し、丁寧な説明を行うことが望まれること。

- ・ 幼稚園等の関係団体との連携を図り、事業者に対する周知を徹底
- ・ 幼稚園については、利用料等の実態の調査及び把握を行うとともに、保育料を変更する場合には、変更事由と併せて都道府県へ届出をさせること
- ・ 認可外保育施設については、提供するサービスの内容や額に関する事項に関し、変更の内容やその理由の掲示を求めるよう省令改正を行い、保護者への説明を行わせること（平成31年4月5日付子発0405第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について」を参照。）

3 地域における子育て支援のさらなる充実

利用者負担額の独自軽減に係る地方単独事業を行っている地方公共団体においては、今般の無償化により、それまで当該地方公共団体が独自に負担していた部分に国・都道府県（地方財政措置あり）の負担が入り、現在の財政負担は軽減されること。

今般の無償化が、地方独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められていることを踏まえ、各地方公共団体におかれては、特に、今般の無償化の実施に伴って本年10月から経済的負担が増加する世帯が生じることのないよう、当該軽減される財源負担分を活用して、さらなる子育て支援の充実等に配慮することが望まれること。